

取扱区分:「公開」

第9回周南市景観審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

令和2年11月12日(木) 10時～
周南市役所 1階 多目的室

第9回周南市景観審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月12日（木） 10時～
- 2 開催場所 周南市役所 1階 多目的室
- 3 出席委員 村越千幸子委員 ・ 日高晋作委員 ・ 中川明子委員
石丸眞弓委員 ・ 岡本大委員 ・ 佐野弘委員
- 4 事務局 都市整備部 有馬部長
都市政策課 原課長 ・ 岸村課長補佐 ・ 原田係長
阿曾沼副主任
- 5 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 6 協議事項 第1号 景観重要公共施設について
- 7 報告事項 第1号 景観条例による届出制度の令和元年度実績報告
- 8 議事の要旨

開会 10時

開会宣言

部長挨拶

委員の定数報告

会長及び副会長の選出

会長挨拶

(事務局)

それでは、これからの進行は、村越会長にお願いいたします。村越会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、審議の前に、議事録の署名委員を中川委員と石丸委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから審議を進めてまいります。

本日は、諮問事項はございませんが、協議事項及び報告事項が各1件提出されております。まず、協議事項の景観重要公共施設について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

「景観重要公共施設」のご説明の前に、部長の挨拶にありました、「令和2年度 都市景観大賞」の優秀賞受賞につきまして、ご報告させていただきます。お手元の資料5をご覧ください。「令和2年度 都市景観大賞 都市空間部門」には7件の応募があり、第1次審査から現地審査、最終選考を経て、大賞が1件、優秀賞が4件選定されました。

徳山駅周辺地区につきましては、周南市、周南市中心市街地活性化協議会、山口県建築士会徳山支部の3者で応募しており、3月の現地審査の際には、山口県建築士会徳山支部から村越委員にお越しいただき、審査員へのご説明をしていただきました。

審査では、戦災復興事業により形成された都市の骨格となる街並みに加え、徳山駅前賑わい交流施設をはじめとした、駅周辺整備事業による都心軸とその一帯の景観的連携の実現、官民協働の景観の保全、景観を生かした地域の活性化などが評価されました。

今後も、より一層市民に愛着を持ってもらえる都市空間の創出・保全のため、景観まちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

それでは、「景観重要公共施設」について、ご説明いたします。資料1「景観重要公共施設ガイドライン（素案）」をご覧ください。

景観法では、「道路」や「河川」、「都市公園」などの公共施設と周辺の建築物が一体となった、良好な景観形成を進めるため、景観行政団体が、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に補修時の舗装材や色彩などの「整備に関する事項」

及び「占用等の許可の基準」を定めることができるとされています。この基準が定められた場合には、その公共施設で行われる整備は、景観計画に即して行われる必要があり、占用を行う際にもその基準に適合する必要があります。

本市では、景観形成重点地区に都心軸地区を定めており、地区内には市の玄関口である徳山駅の南北駅前広場や御幸通、岐山通、また、景観に配慮されたびーえっちどおりや徳山港線が位置しています。各路線には、イチョウ並木や桜並木などの街路樹が四季折々の表情を見せ、市街地においても憩いの空間を作り出すなど、都心軸地区の景観形成を図るうえで重要な公共施設となっています。

これらの公共施設、また、市街地の成り立ちや特色を踏まえ、景観を守り、育て、景観を生かした賑わいづくりなど、景観によるまちづくりを推進するため、下記の公共施設6施設を景観重要公共施設に定めることを検討しています。

前回の景観審議会では、各路線の歴史やコンセプトを踏まえた「保全すべき景観」を整理すべきとご指摘をいただきましたので、ガイドラインに反映しております。前回の審議会からの変更箇所を抜粋してご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

「都心軸地区の成り立ち」についてです。本市の市街地は、江戸時代の徳山開府に伴い、城下町としての基盤が整えられました。明治時代以降には、山陽鉄道の開業や海軍煉炭製造所が設置され、工業都市化が進み、中心市街地も栄えましたが、太平洋戦争中に二度の空襲を受け、市街地の大半は消失しました。戦災復興土地区画整理事業により整備される際には、江戸時代からまちの中心であったことを踏まえ、戦災前の拠点配置を継承し、かつ、美観の形成や交通整理、防災機能を備えた、中心市街地としての都市基盤が形成されました。

現在の都心軸地区内の拠点配置は、徳山駅周辺の「商業業務・交通拠点」、市役所をはじめ、図書館や小学校など各種公共施設が集積する「行政拠点」、住宅地、文化会館や美術博物館がある「市民・文化拠点」が位置し、本市の「顔」となるエリアとなっています。そのため、各拠点を結ぶ道路は、都心軸の形成を図るうえで重要な役割を担っています

続いて、各施設が形成する景観についてです。(1) 徳山駅北口駅前広場(2) 南口駅前広場につきまして、昭和初期の徳山駅前には雑然と密集した繁華街であり、駅前広場はありませんでしたが、戦災復興事業により整備されました。現在は、徳山駅周辺整備事業により「うるおいのある“人間のための”駅前空間」の創出を目的に整備が進められ、下の写真を見比べると、ロータリーや現在の自由通路付近にある噴水など、当時の構想が継承されている部分もあり、近代的空間の中に歴史性や市の特徴を感じることができる都市景観を形成しています。

資料の3ページをご覧ください。(3) 御幸通です。

昭和初期に一般商店街と住宅地として利用されていた御幸通周辺は、戦災復興事業により整備されました。幅50mの道路は、住民の協力もあり、当時の大都市と同等の規模で整備され、道路両側には副道と植樹帯を配置し、現在の県道347号線と岐山通の交差点四隅には、

道路広場が設けられました。副道と道路広場は当時のまま残っている貴重な都市計画遺産で、都心軸の主要道路でありながら、開放的でゆとりある印象を与えています。植樹帯には、整備当時に植えられたヒマラヤスギやイチョウが大きく成長し、緑豊かな景観を形成しています。改修工事の際には、歩道の舗装材に本市の特産である御影石を用いており、都市の骨格を形成するシンボルロードとして、周南市の顔となる空間を創出しています。

(4) 岐山通です。江戸時代の武家屋敷跡であり、昭和初期頃には住宅地であった岐山通周辺は、御幸通と同じく戦災復興事業により整備されました。街路樹には、当時植えられたイチョウやヒマラヤスギに加えて、市の木であるクスノキを植樹し、重厚な緑の空間を形成しています。歩道舗装材や街路灯は、徳山駅前広場や御幸通のデザインにあわせた改修を行うことで、シンボルロードとしての統一感を与えています。

また、市庁舎との景観も意識することで、道路、街路樹、市役所庁舎が一体的な空間を形成しています。

(5) ぴーえっちどおりです。現在のぴーえっちどおりは、地元商店街の働きかけにより、昭和63年に整備されました。歩道部には、特産である御影石のベンチや碁盤テーブルを設けたフラワーポットを配置し、車道にはボンエルフ形式道路を採用することで、歩行者と自動車の共存が図られています。また、オーストラリアのタウンズビル市と姉妹都市提携を結んでいることから、歩道舗装材にはオーストラリアレンガを使用しています。街路樹にはケヤキやサルスベリなどを基調に、多くの草木を配置し、緑豊かなアメニティ街路となっています。

資料の4ページ目をご覧ください。(6) 徳山港線です。

徳山港線は、古くは、松並木と桜並木が続く毛利藩藩邸への登庁路であったことから、当時の錠曲の形態が現在も一部残っており、練兵場や藩学館跡の標石など、「歴史の息づいた街なみ」をテーマに整備されました。松並木や桜並木は、老木や戦災後の都市計画により撤去されましたが、地元などの強い要望から桜並木の再生が行われました。整備にあたっては、コンクリート製品やペンキの使用を極力避け、歩道の石畳やベンチ等には御影石が使用されています。

また、桜をデザインした铸铁製のアンティークな街路灯などが設置されており、沿道のツツジや桜並木とも調和のとれた景観が形成されています。

以上が、各施設の歴史や施設が形成する景観の説明になります。

資料の5ページ目をご覧ください。3基本方針には、各施設の歴史についての記載に伴い、「整備当時のデザインを継承・保全し、熟成した景観を形成する」ことを追加しています。

次に、個別基準です。本項では、基本方針に基づき、具体的に配慮すべき個別基準を設定しておりますが、やむを得ず個別基準によらない場合も想定されるため、必要に応じて景観審議会に諮ることが出来ることとしています。

また、各施設名の下にそれぞれが形成する景観のコンセプトを追加しています。

(1) 徳山駅北口駅前広場から(4) 岐山通は、都市の骨格を形成するシンボルロードとして、歴史や市の特徴が感じられ、人が過ごしやすい温もりのあるデザインに統一した都市景観をコンセプトとし、その保全のため下記①から⑤の項目について基準の案を記載しています。

前回からの変更点につきましては、②街路樹の個別基準についてです。現在、本市では景観形成や低未利用地の利活用、駐車場の適正化など、都心軸周辺において今後取り組むべき施策について助言や提案をいただく「周南市都市再生推進協議会専門委員会」を設置しています。先月開催した委員会の際に、景観重要公共施設のガイドラインについても意見をいただきました。1点目は、「維持管理」についてです。ランニングコストの削減を理由とした強剪定など、樹形を配慮しない剪定を抑制するため「適正な維持管理」について詳しく記載した方がいいとの意見がありました。2点目は「やむを得ず伐採する」と記載した場合、駐車場等の進入路の都合により、安易に伐採できると解釈される恐れがあるため、伐採する場合の理由を詳しく記載した方がいいとの意見がありました。

以上を踏まえ、維持管理につきましては、強剪定や伐採を抑制するため「本数や樹形を保つ適正な維持管理を行い、緑のネットワークを維持する」と記載し、見通し景観の保全を図ります。伐採につきましては、病気や倒木などの早急な対応が必要な場合としています。なお、伐採した場合には代替で植樹することを条件としています。

以上が、徳山駅前広場から岐山通までの個別基準の変更箇所になります。

資料の7ページをご覧ください。ぴーえっちどおりのコンセプトといたしましては、商業の活性化や賑わいの創出、市民の憩いの場として、親しみのある快適なまちなみ空間を形成する景観としています。個別基準の変更点といたしましては、先ほどの街路樹の記載に加え、照明施設や標識、電柱等の道路施設のマンセル値を記載した点です。本路線の道路施設は、右下の写真のように緑系の色に既に統一されていることから、現地で確認したマンセル値5 B G 4/2を基準としています。このマンセル値は、設置から年月が経過している現在の道路施設の色彩に合わせており、更新などで新しく施設を設置した場合でも違和感がなく、景観の統一性が図れることを目的としています。

資料の8ページをご覧ください。徳山港線のコンセプトは、毛利藩藩邸の石垣を連想させる舗装や、桜並木と調和がとれたアンティーク調のストリートファニチャーなど、「歴史の息づいた街なみ」空間を形成する景観としています。個別基準につきましては、街路樹の記載とぴーえっちどおりと同じ照明施設等のマンセル値を追加しています。本路線の道路施設は、左下の写真にある茶色の路上機器や右側の緑色の照明施設が設置されています。そのため、緑系のマンセル値5 B G 4/2と茶色系のマンセル値5 Y R 2/1を基準としています。

以上が各施設の個別基準の変更箇所になります。

続いて、個別基準の内容につきまして、公共施設管理者の周南土木建築事務所、市道路課、山口県警察本部交通規制課、関係機関の中国電力ネットワーク、NTT フィールドテクノに意

見を伺っておりますのでご報告いたします。まず、御幸通の管理者である周南土木建築事務所の見解として、個別基準の設定および基準に即した整備についてご協力頂けると意見をいただいております。今年度には、御幸通の街路灯2本の建て替えの際に、色彩をマンセル値N4.0で建て替えをしていただきました。

また、現在、御幸通の舗装材には安全面の観点からアスファルト舗装による応急復旧をしていますが、既存舗装材の御影石による補修に向けた予算の確保を検討していただけるとのことです。

山口県警察本部交通規制課からは、ガイドラインの基準に即した整備にご協力頂けると意見をいただいております。今年度には、ピーエっちどおりの道路標識設置工事の際にマンセル値等の色彩について確認の連絡をいただいております。

中国電力ネットワーク、NTTフィールドテクノからは、費用負担の検討が前提ではありますが、道路施設の色彩等についてはご協力頂けると意見をいただいております。ただし、電線類等の地中化につきましては、現状架空線方式である路線を無電柱化推進計画に指定する必要がありますが、管理者が地中化の費用を全額負担した場合でも、現場条件によっては地中化できない箇所もあるため事前に現地を確認する必要があるとの意見をいただいております。

現在記載している個別基準については、検討事項はありますが概ね協力が得られる結果となっております。今後は、景観審議会はもちろん、都市再生推進協議会専門委員会にも継続して意見を伺い、施設管理者や事業者との連携方法についても協議を進めていきたいと考えております。

また、周南市景観計画につきましても、景観重要公共施設への位置づけに伴う改定が必要になりますので、景観計画の素案の作成を進めてまいりたいと考えています。

以上で、協議事項の景観重要公共施設についての説明を終了いたします。

(会長)

ありがとうございます。景観重要公共施設につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。

2ページ目の「うるおいのある“人間のための”駅前空間」の記載について、「人間」を「ヒト」に変えた方が良いと思います。

前回の審議会のときに意見がありました、各施設の特徴等が記載されていますがいかがでしょうか。

(委員)

前回より良くなっていると思います。

ただ、7ページにあるピーエっちどおりの景観配慮例で、一番右下の写真を見たときに、どこが景観配慮例なのかわからなかったです。植木鉢が置いてあったりして配慮されている

ようには見えません。あと、4ページの上の写真とかいい雰囲気だと思いました。これが再現できたらいいなと思います。

(事務局)

ピーえっちどおりは、昭和63年にできた通りで、全国的にも当時このような通りはありませんでした。この写真は当時、全国の業界紙や国の資料などによく使われた写真です。

完成して何年か経った後でも、国のほうから写真を提供してほしいと連絡がありました。この写真は完成したときにイベントを開催したときのものですが、まだ徳山の街中も賑わっていた頃です。当時ほどではないですが、今もピーえっちどおりはおしゃれなお店も張り付いており、若い方も来られているため、通りの景観がある程度寄与していると感じています。

(委員)

全体に対してですが、前回と比べて歴史的な内容を書いていただいて、ありがとうございました。ピーえっちどおりのオーストラリアレンガは知らなかったもので、すごく楽しみながら拝見させていただきました。

今回、あくまでも景観重要公共施設とのことで、道路面と道路面よりも上に建っている施設についての議論であり、更にその外側にある建物のファサードについては、一切言及しないという理解でよろしいでしょうか。道路空間の外側にある民有の建物のファサードについて、規制はかけられないですが、配慮してもらえるようなメッセージが盛り込めれば良いと思います。書き方は難しいかもしれませんが、出来ればなと感じました。

(事務局)

景観重要公共施設として、道路区域内についてルール等を定めていきたいと考えています。ただし、その場に立って見ると視界には当然、民間さんの建物も入ってきますので、大きい課題の一つと認識しています。そのため、9ページの「その他」に景観重要公共施設に隣接する建築物等について記載しており、詳細は「周南市景観形成ガイドライン」を確認いただくよう、記載しております。

(委員)

個別基準で、歩道街路の「舗装材を補修する際は、既存と同一の舗装材を設置する」と記載がありますが、色や石の指定であれば、ある程度再現できると思いますが、インターロッキングや先ほどのピーえっちどおりのオーストラリアレンガは、どの程度まで同一材にするのか、それを業者さんに任せるのか、同一の判断が難しい気がします。長く作られている製品であれば、色と同じような製品名等を指定することで合わせられますが、どの程度まで復元をさせるのか、業者任せにするのか、ある程度こちらで指導できるような体制にするのか、

明確ではない気がしました。

(事務局)

「既存と同一の舗装材を設置する」としか記載しておりませんので、同じレンガ、インターロッキングであっても色味が違うことが考えられると思いました。そこをどう守ってもらうのか。ただ、補修の場合は安全対策で一旦アスファルトを敷いて、部分補修が多いと思います。そのあたりは規模もあると思いますので、今後道路管理者等と協議を重ねて調整をしていきたいと思います。

(会長)

徳山小学校の裏の補修したところは、経年劣化で茶色が薄くなっており、そこに新しいインターロッキングを設置するとすごく違和感があります。その際はどうかなど、周南市の道路課と連携していただければと思います。

(委員)

5 ページの徳山駅北口駅前広場の④サインの「統一性を図る」と書かれていますが、新規にサインのデザインをおこした場合、どう統一を図るのか疑問に思いました。他の方に発注した場合、似ているが違うものが出てくることがデザインだと生じると思います。文字とサインのバランスなど、どのくらいこだわっているのかわかりませんが、街中や大学などで見ても違うフォントやトイレでもサインが違うなど、いろいろなことが起きるため、どこまで統一性を図るのかなと思いました。

(事務局)

サインにつきまして、一番良いのはこの周辺のサイン計画があることですが、そこまではないのが現状です。駅前広場はシックな形で整備をしていますので、それをずっと繋げていくことが、今回の5ページの趣旨でもあります。

新たにサインをつくるときは、非常に難しい問題で、フォントやバランスをどこまで統一するのか、駅前広場の当時の設計者に確認がとれれば一番良いと思いますが、当然契約も終わっていますので、その時の趣旨をデザイナーの方に聞いてみるなど、当時の主管課と確認したいと思います。できるだけあわせる方向で考えていければなと思います。

(委員)

フランスは多くの文化財を維持管理し、観光に生かしており、国策としてやっている国です。文化財の保全と活用を両立させていくために、近代以降ずっと苦勞をしてやってこられている国ですが、文化財の修理、維持管理をしていく中で新旧の対比なども問題になってく

ると思います。お国柄とは思いますが、修理方法に対して判断を下す人が国にいらっしゃって、ある程度のルールはありながら、最終的にその方が判断されています。市の中に判断できる部署を設置することも一つの手段かもしれません。

これも文化財関係の話ですが、新旧の対比は国で違う結果で、日本はエイジングした材料を使う傾向がありますが、ヨーロッパになると新しい材料を使うべきとなる場合もあります。その理由は修理履歴がわからなくなってしまうためです。見た目が同じになると、どこが古くて、どこが新しいのかわからなくなってしまうため、今回は文化財ではないので、むしろ、似たものが重要かもしれませんが、先ほど都市計画遺産と出てきたように、先々、こういった施設も守っていかなくてはならない対象になっていくのだとすれば、時間の流れを考えた方が良いのかもしれないと思います。その時の議論によってどうするかは変わってくるかもしれませんが、そういった考え方もあることを申し上げさせていただきました。

(事務局)

基本的には都市政策課が担当すると思いますが、維持管理は各所管課のほうで担当していますが、先ほど会長が言われたとおり徳山小学校の北側の色があっていないことや、御幸通の舗装がアスファルトで補修されていますので、ある程度の方向性、判断基準を市として持って、それを基準にして管理者にもガイドラインとして扱っていただきながら景観を保持していく考えです。先ほども意見がありましたが、オーストラリアレンガは入手することが難しいところで、代替品となるとインターロッキングのコンクリート製のもので補修されていますので、道路管理者に意識を持ってもらうことが大事と思っております。その判断基準につきましても、道路管理者ともう少し詰めて検討していきたいと思っております。

(会長)

景観重要公共施設に指定することで、県や市といろいろな部署で協議されていますので、今後進めば、意識も変わると思いますし、維持管理も変わっていくのではないかと期待しております。

(委員)

景観形成重点地区について、糺町も御影石の球体を使ったオブジェなどがあり、一時期良い空間と思いましたが、憩いのある空間として東川まで広げたほうが良いと思います。東川まで広げることで、くつろげる空間が市街地に作れるのではないかなと感じました。

(事務局)

今回挙げている施設は、ベースのところと考えています。今後、地域の要望や景観行政の活動のなかで必要性があれば施設を追加していくことを考えておりますので、まずは、今挙

げている路線から検討していきたいと思います。

(委員)

コンセプトやタイトルが見えてきません。歴史的な背景は江戸時代から明治、大正、昭和、平成、令和と変わってくると思いますが、エリアごとでもコンセプトがあっても良いと感じています。そのコンセプトがあれば、その地域に住まれている方のコンセプトに沿ったまちづくりが見えてくるのではないかなと思いますので、わかりやすい、特に市民の方に向けての標題があれば良いと思います。例えば、柳井市であれば「白壁の町並み」と大きなコンセプトを持たれており、周南市は工業地域でコンセプトを作るのは難しいと思いますが、徳山小学校の隣にある児玉神社など、歴史的背景はエリアに必ずあると思うので、全てにつける必要はないのかもしれませんが、核となるところに作ることによって、周南市全体に浸透していってくれば良いと思います。

(事務局)

周南市景観計画にキャッチフレーズとして「自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観」と定めておりますが、表に出ていないため、今回の景観重要公共施設のガイドラインの中でうまく記載できるのであれば検討したいと思います。

(会長)

御幸通や岐山通、桜並木の通りなど、特徴のある所だけでも親しみやすいテーマをつけることで、市民により浸透しやすくなるかもしれないし、今から景観重要公共施設に指定するにあたって、通り沿いの住民の方に協力していただかないとできないことだと思いますので、検討していただければと思います。

他に質問はございませんか。無いようでしたら、景観重要公共施設についての協議を終了いたします。

次に、報告事項の届出制度の令和元年度実績報告について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

それでは、景観条例による届出制度の令和元年度実績についてご報告いたします。お手元の資料3「景観届出実績報告(令和元年度)」をご覧ください。令和元年度の届出は、年間で529件受けております。行為種別件数の内訳としましては、建築物の建築等が498件、工作物の建設等、開発行為などで31件となります。地区別件数においては、重点地区の「都心軸地区」が22件、「鹿野地区」が1件、重点地区以外が506件となっております。

また、国の機関や県、市などの地方公共団体が届出を要する行為を行う際に提出する「通

知」については、12件受けており、遠石市民センター、西消防署があります。大規模な建築物の建築等を行う「事前協議」は、届出及び通知を併せて27件受けております。

平成24年の10月から始めた届出制度ですが、ここ最近の提出状況は、平成28年度が547件、平成29年度が519件、平成30年度が561件、令和元年度が529件と年間500件台で推移しております。しかし、令和元年度の建築確認の申請件数につきましては、建築物と工作物を合わせて586件あり、74件の約13%が景観届出の未提出となっております。そのため、今年度から建築確認の担当課と協力し、景観届出の周知文書を建築確認申請者に送付し、周知を図っているところです。

令和2年9月末までの景観届出の状況につきましては、計307件受けており、そのうち、色彩の変更を除く建築物の建築が279件、工作物の建設が7件あります。建築確認の申請件数につきましては、計289件あり、そのうち、建築物の建築が285件、工作物の建設が4件あります。令和元年度景観未届件数の約13%に比べて、今年度の9月末時点では、約1%と未届件数が減少しており、改善が図られております。

以上で、報告事項第1号 景観条例による届出制度の令和元年度実績報告を終わります。

(会長)

ありがとうございます。只今の報告につきまして、ご質問等、ございましたらお受けしたいと思います。

(委員)

届出があった中で、指導を行ったケースはありますか？

(事務局)

これまでに指導を行ったことはありませんので、景観への配慮が周知されてきていると思います。

(会長)

建築指導課との連携で届出が増えたとのことですが、私のところにも確認申請を行った際に、訂正事項が無くても景観計画区域のため届出が必要だと通知が来るようになりましたので、協力して頂けてるのだと思います。

他に質問はございませんか。無いようでしたら、本審議会で、届出制度の令和元年度実績について、報告を受けたこととします。

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

(事務局)

徳山駅北口ロータリー美装化修景工事につきましてご報告いたします。資料の4をご覧ください。現在、下の写真の青枠で囲っております、駐車場進入ゲートの建替え及び給気塔の改修を完了しており、給気塔につきましては、高さ10mから4mに改修し、展望の妨げや存在感を抑えております。11月からは、地下駐車場入り口の舗装工事や芝張り箇所の整地、肥料散布を行っており、以前ご説明させていただいた計画から大きな変更もなく、芝張りや街路灯の建替えをもちまして、今月中の完成予定となっております。

以上で、徳山駅北口ロータリー美装化修景工事の報告を終わります。

(会長)

ありがとうございます。徳山駅北口駅前広場の工事につきまして、ご質問等、ございましたらお受けしたいと思います。

着々と駅前広場が進んで、芝生がきれいに見えるようになれば、またイメージが変わると期待しています。

ご質問はございませんでしょうか。本日の審議は以上でございます。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。無いようでしたら、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

村越会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、真摯なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第9回 周南市 景観審議会を終了します。本日はありがとうございました。

閉会 11時5分